

# 令和 8 年第 2 回教育委員会議事録

令和 8 年 1 月 30 日（火）

杉並区教育委員会

# 教育委員会議事録

日 時 令和8年1月30日(火) 午前9時30分～午前11時33分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習部 担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT 担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課 統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 令子

特別支援教育課長 就学前教育 支援センター所長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備 担当課長 花岡 純子 学校支援課長 中曾根 聡

生涯学習 推進課長 牛山 進一郎 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター 統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター 統括指導主事 齊藤 敦

済美教育センター 教育相談担当課長 岡部 洋右 中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

## 会議に付した事件

### 議案

- 議案第 1 号 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 2 号 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 3 号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 4 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 5 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 6 号 令和 7 年度杉並区一般会計補正予算 (第 8 号)  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 7 号 令和 8 年度杉並区一般会計予算  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第 8 号 教育財産の用途廃止について

### 報告事項

- (1) 区立学校校庭(園庭)区職員及び外部委託による鉄製レーキを用いた調査の結果と今後の対応方針について
- (2) 杉並区立三谷小学校における上井草温水プールを活用した水泳指導のモデル実施について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施について
- (6) 杉並区デジタルアーカイブの公開について

## 目次

### 議案

議案第1号	杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	22
議案第2号	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	25
議案第3号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	25
議案第4号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	25
議案第5号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	25
議案第6号	令和7年度杉並区一般会計補正予算(第8号) (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	28
議案第7号	令和8年度杉並区一般会計予算 (区議会提出議案に関する意見聴取) . . . . .	36
議案第8号	教育財産の用途廃止について . . . . .	5

### 報告事項

(1)	区立学校校庭(園庭)区職員及び外部委託による鉄製レーキを用いた調査の結果と今後の対応方針について . . . . .	6
(2)	杉並区立三谷小学校における上井草温水プールを活用した水泳指導のモデル実施について . . . . .	7
(3)	学校運営協議会委員の任命について . . . . .	11
(4)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について . . . . .	14

(5) 小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成 果発表会の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(6) 杉並区デジタルアーカイブの公開について・・・・・・・・	18

**教育長** では、定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員とのご指名がございましたので、よろしく願いをいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案8件、報告事項6件を予定してございます。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第1号から7号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第1号から7号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第8、議案第8号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、議案第8号「教育財産の用途廃止について」、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。

提案理由でございますが、文化財資料の一時保管場所である下井草収蔵庫を、杉並区立重症心身障害児通所施設わかばの移転先として使用するため、教育財産を用途廃止する必要があるものでございます。詳細につきましては、次ページをお開きください。

1番「用途廃止する財産」、こちらの詳細でございますが、土地、建物は記載のとおりでございます。

2番「用途廃止年月日」でございますが、令和8年4月1日となっております。

私からの説明は以上でございます。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** では、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「区立学校校庭(園庭)区職員及び外部委託による鉄製レーキを用いた調査の結果と今後の対応方針について」、学校整備課長からご説明いたします。

**学校整備課長** 区では、令和5年4月に区立小学校の校庭で起きた事故を受けまして、校庭の安全対策に取り組んできたところがございますけれども、昨年の10月から12月にかけては、区職員及び外部委託による鉄製レーキを用いた調査・除去を実施しまして、この度結果がまとまりましたので、その結果及び今後の対応方針についてご報告をするものでございます。

調査の対象につきましては、令和5年度以降に校庭の土の入替えを行った学校及び全面芝生校、これを除きます全ての学校、子供園及び旧学校施設となっております。

今回、発見・除去した数でございますが、計492本となっております。これまでの発見数の推移につきましては、表の方にまとめてございますが、今回と同様のレーキがけによる過去の調査といたしましては、前回、半年前が1,057本、1年前が1,056本でございましたので、今回、それと比較しますと半数弱といった状況となっております。

次に、今後の対応方針でございます。今回の調査で発見された異物の数としましては、過去の調査から半数弱に減ってはおりますが、依然として500本近くが発見されている状況のため、学校による日常の安全管理に加えまして、引き続き、外部委託による調査を運動会前に実施し、表面近くの異物を確実に除去することによって安全確保に取り組んでいきたいと考えております。

一方で、これまでの取組によりまして異物が発見されないといった学校も徐々に出てきてございます。事故後に校庭の土の入替えを実施した

学校のほか、鉄製レーキ等による調査で2回連続で異物が発見されなかった学校につきましては、今後、外部委託ではなく、学校による日常の管理により校庭の安全を確保していきたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、2月に定例会の文教委員会に報告、春の運動会シーズン前の2月から5月にかけて、再度、外部委託による表面調査を実施、8年度秋以降につきましても、運動会前を目途に外部委託による調査を引き続き実施していきたいと考えてございます。

報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、伊井委員、お願いします。

**伊井委員** 長きにわたり、いろいろご配慮いただき、いろいろお調べいただき、子どもたちの安全が保たれているということで、大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

今後の調査について、今ご説明ありましたけれども、今さら聞くのは大変申し訳ないのですけれども、この調査について、学校活動との関係で、どのような時間に、どれくらいの時間がかかって、学校によって違うかもしれません実施されているのか、差し支えない範囲で教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

**学校整備課長** 調査の日程につきましては、学校と事前に調整をしまして、スケジュールを組んで、おおむね1日ないし天候次第で2日、または校庭の広さによって2日になる場合もございますが、学校と調整の上で行っているものでございます。

**伊井委員** 分かりました。学校の使用状況とかもご考慮いただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項1番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項2番「杉並区立三谷小学校における上井草温水プールを活用した水泳指導のモデル実施」につきまして、引き続き学校整備課長からご説明申し上げます。

**学校整備課長** 現在、老朽化している学校プールの今後の在り方検討を

進めてございますが、その取組の一環としまして、区立小中学校の水泳事業における区民プール利用の可能性を検証するため、三谷小学校の児童6学年のうち2学年につきまして、近隣の上井草温水プールを利用して、併せて水泳指導を指定管理者に委託するというモデル事業を実施することといたしましたので、報告するものでございます。

実施の概要でございますが、対象は三谷小学校の4年生と5年生、各3学級、人数としては合わせて約180名となっております。

実施時期は、本年の10月下旬から11月、授業回数は各学年で2コマ連続を4回の計8時間を予定してございます。

実施場所は、上井草スポーツセンターの温水プールで、指定管理者であるTAC・FC東京・MELTEC共同事業体の代表団体でございます株式会社東京アスレティッククラブに、水泳指導を含めて委託することを想定してございます。

今後のスケジュールでございますが、2月の区議会に報告した後、4月以降、委託契約を締結いたしまして、必要な周知等を行った後、10月の下旬から11月に支援業務を実施、その後、必要な検証等を行って、今後に生かしていきたいと考えてございます。

報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

では、大川委員、お願いします。

**大川委員** 今回、実施が10月下旬から11月ということなのですが、この学年の児童たちは夏は泳ぐのか、通常の、今までどおりのプール指導との関係を教えてほしいのと、先ほど終了後に検証をするとおっしゃいましたけれども、どのような形で生かしていくような検証を想定されているのか、教えてください。

**学校整備課長** 当該の学年につきましては、夏は行わずに、この10月から11月にかけて行うものでございます。この時期というのは、上井草温水プールも利用が比較的空いているという状況がございますし、学校としても、運動会が終わって寒くなり過ぎる前の時期ということで、調整の結果、ここがやりやすくだらうという形で予定をしてございます。

それから、2点目の検証ですけれども、教職員ですとか指定管理者の方にヒアリングあるいはアンケート、それから、子どもたち、児童につ

きましても、どういうやり方ができるか学校と相談していきたいと思いますが、満足度ですとか課題について聞き取りなど行って、今後に生かしていきたいと考えてございます。

**大川委員** ありがとうございます。夏に入らずに秋から冬にかけてというところで、児童とか保護者の方々もどう受け止めるのかはフォローしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**前田委員** ありがとうございます。これは質問なのですけれども、通常の営業の時間帯に入っていくということなのかということと、その場合に、普通の、更衣室とかも一般の方がいるところに入っていくのかとか、そこら辺が実際どうなるのか想定しているのか教えてください。

**学校整備課長** ここは9時から開業していますので、通常の時間内で行うという形です。その際は、基本的には貸し切りで行いたいと考えておりまして、やはり一緒にすると、更衣室の問題ですとか様々ございますので、そこは貸し切りにすると。ただ、既存の利用者の方にも配慮しまして、その日は、前倒しをして、朝7時からプール自体は開けて、既存の利用者にも配慮するようなことを考えてございます。

**前田委員** ありがとうございます。そうですね。同じ場所だと、プライバシーというか、名前付きの水着を着ていくのかなとかいろいろ気になったのですけれども、そこは貸し切りでほかの方とは別にするということですね。

今後、学年が増えたりしていくと、どんな調整が必要になってくるのかが気になったりですとか、あと、やはり秋のタイミング、結構行事が多いなと思っていたりもするので、そこら辺がどう実現できるのかなというのは、今後やってみてからの検証になるとは思いますが、引き続き子どもたちが安全にプール授業ができるようにご配慮いただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

では、伊井委員、お願いします。

**伊井委員** いろいろご検討いただき、ありがとうございます。

三谷小学校からの位置関係を見ると、子どもたちは歩いて行くのかということと、あと、その時の見守りですね。まず先生方には、ご一緒いただけるのかなという点の確認と、それから、以前、杉二小だったと思うのですが、近くのジムに行ったことがあって、指導はすごくよかった

というお話を記憶しております。

そうしますと、区内でほかの学校でこういったことが経路的に厳しい学校と、できる学校、可能な学校とありますので、そのあたりもしご検討されていることがありましたら、教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**学校整備課長** まず移動手段ですけれども、こちらは徒歩です。歩いて小学生の足でも5分程度、経路的には歩道などもしっかりございまして、安全な経路を確保できると思っています。

先生たちが行くのはもちろんなのですが、補助として、今回の委託の中で誘導の補助の方も合わせて1名ですけれども、これを学校の希望も入れてつけるような形で、移動においても安全な形が取れるように配慮をしております。

それから、ほかの学校への展開ということだったかと思いますが、今回、三谷小で行うこととしたのは、上井草温水プールが歩いて近い距離で行けると。それから、井草中もすぐ近くでございまして、分散をして、例えば高学年については井草中を使い、中・低学年については上井草を使うとか、そういったことも含めて今後の選択肢でできるというところから、三谷小学校はいずれ改築対象校でございまして、そういった際にプールをなくしたり、そういったことから施設の維持管理コストの縮減というところにもつながり得る、併せて、指導を外部委託して、指導の質も高めることができれば、一つの方向性になるのではないかと、そのモデルケースとして今回考えてございます。

全体への波及、適応というところも、今後のプールの在り方検討の一つとして考えていきたいと考えております。

**伊井委員** いろいろ詳細にご検討いただいているようで、ありがとうございます。今後とも、子どもたちの学びのためにご尽力いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**對馬委員** 皆さんがおっしゃったこともそうなのですが、小学校8時間、要するに雨天中止とかもなくかなりたっぷりとできるなと思いますけれども、小学校は学習指導要領上、多分水に慣れて、自分の身を守れるようにということだったと思うのですが、これは、よくある最後に着衣泳をして、着衣のまま川とかに落ちた時に自分の身を守るという学習が恐らくここだとできないのではないかと、思うのですけれども、そ

のあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

**学校整備課長** 着衣泳については、今回、上井草温水プールではなかなか難しいと考えておりました、そちらをどのような形で今後やっていくかというところは少し課題になっております。学校の方とも相談しながら、今後の解決策を考えていきたいと考えております。

**前田委員** プール管理は、結構水道代とか学校側というか教育委員会で負担している部分があったりするかなと思うのと、あと、例えば教員の方もプールの管理のために日々いろいろ調整をやっていると思うのです。なので、先生方の負担が一つ軽減していいのではないかと思う点と、プールの水道代とかの運営管理費みたいなものの節約にもなるのではないかと。でもスポーツセンターにお金をお支払いするとか、そういうことはない感じなのですか。

**学校整備課長** 今回、区立のプールでございますので、そういったところはないと思います。それと、前段の方の教職員の負担軽減という観点からも、今回の学校プールの在り方を検討しております、やはり維持管理に係る手間ですとか、塩素を注入したりですとか、そういったもろもろの管理がございますので、そういったところも今後については負担軽減につながるという観点を含めて、今後は在り方を検討していきたいと思っております。

**前田委員** ありがとうございます。そういうところが、今回は、区営のスポーツセンターなので特にないと思うのですけれども、民間のプールとかを使う場合は、そこら辺も検討していくということで認識しました。

あと、ヤゴとかあるではないですか、プールで。今回もプールが始まる前にみんなでヤゴを取って、子どもたちが持って帰ってトンボにかえすというのを、学校によってやっているのですけれども、その辺がもしかしてなくなっていく方向になるのかな。これはまだ1校なのですが、そこら辺もちょっと気になったところです。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項2番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項3番「学校運営協議会委員の任命」につきまして、学校支援課長からご説明申し上げます。

**学校支援課長** 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学

校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回、任命されるのは小中学校、計 2 校、2 名となっています。うち、新任が 1 名、再任が 1 名となっています。

任期は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

では、對馬委員、お願いします。

**對馬委員** ありがとうございます。2 名とも学識経験者ということですが、差し支えなければ、どのような学識をお持ちの方なのか教えていただけますか。

**学校支援課長** お一人は、国連の英検の指導検討委員ということで、英検の運営の方をされている方、もう一方は、大学の教員となっております。

**庶務課長** ほかはよろしいでしょうか。

**前田委員** この間、中 P 協の会長さんとかとお話しした時に「学校運営協議会の方々の役割がよく分からない」という話があったりということもあって、いろいろもっともっと伝わっていくといいなと思う一面と、ちょっと話がずれると、CS の役割として、学校と上手にいい緊張関係を持ってやっていくということを考えた時に、この学識経験者、先ほど少しご説明がありましたけれども、学校の教育に関して、いい緊張関係を持つために、やはり CS にもたくさん情報があって、役割をたくさん求めるのに並行して、CS の方々の協議がもっともっと熟したものになっていたりとか、そういう支援も改めて必要なのだなと思ったりもしています。今いろいろ横でつながってやっていただいていると思うのですが、今後も注目して見ていきたいなと思ったところです。すみません、感想です。ありがとうございます。

**学校支援課長** ありがとうございます。私どもも学校運営協議会について、それぞれの学校単位で、もっともっと地域や保護者に周知をすると。また多くの学校で取り入れているのですが、保護者や教員との懇談、あるいは子どもたちとの懇談という形で、わずか 12 名以内の構成の協議会にとどまることなく、関係者と協力という働きかけをしていただきました

いということは強くお願いをしているところです。

また、杉並区は公募という仕組みを取り入れている全国でも数少ない自治体の一つですので、応募していただく区民の方を見ますと、アメリカで総局長をやったような報道関係の方だったり、あるいは、法務省で少年の保護観察に関わってきた、それなりのポストにいた方だったり、杉並は本当にいろいろな経験豊かな方がいらっしゃるなということを感じております。

そうした方々が参画いただいた時に、その知見をより生かしていただけるような、そんな運営を心がけていただくと、そんなことも今後強く働きかけたいなと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。本当に杉並は、土地柄とても見識のある方々がたくさんいらっしゃると思うのですが、一方でお仕事を持っていらっしゃるということは、なかなか平日の昼間が難しかったりとか、参加のハードルが高いこともあったりするのかなと思うので、是非、今いる方だけではなく、いろいろな方が参加しやすいような、そういう時間帯とか、会議体、情報共有の仕組みとかを含めて、よりアップデートしていけたらいいのかなと思いました。

先日、教育委員の研修の中でも地域との連携ということで学校運営協議会の話が出まして、まだまだこの学校運営協議会が立ち上がっていない地域があったりとか、あと面白かったのは、関西の方だと思うのですが、あえて学校運営協議会という形を取らずに、いろいろな方が関われるような仕組みにしている。ただ、文科省からは「立ち上げなさい」と言われていて、「どうしよう」と言っているところもあったり。そこの課題は、やはり学校にいい意味で進言するとか、アドバイスするという立場にした時に、この学校運営協議会というものにどのくらいの見識の方が集まっていたのかということにちょっと不安があるので、そうしているという話もありました。

そうした課題ともううまくバランスを取りながら、いい場にしていただければいいなと思っております。引き続き、よろしく申し上げます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

では、大川委員、お願いします。

**大川委員** 今の前田委員のご発言と関連しますけれども、せんだって、小P協、中P協ともお話しした時に、やはり学校運営協議会との関わり

合いへの課題というのが PTA の方々の認識としても結構ありました。

学校に対して何かを伝えたい、教育委員会に対して何かを伝えたいという時に、どうしたらいいのでしょうかという問題意識から、そうすると、例えば人事とか、それから学校の基本方針を定めるに当たって、学校運営協議会が役割を持っていますよと、そういうことをお伝えはしたのですけれども、「そういったことを初めて知りました」と、そんなこともあったのですね。

それから、他方で、一部の方だと思うのですがけれども、学校運営協議会の方が上の立場にあって、PTA に対して指示をするという、従という立場みたいな形で位置づけられてしまっていると感じている方もいらっしゃるだったので、できれば、そこのあたりを含めて、学校運営協議会のメンバーに対して、杉並区としてどういうことを期待しているのかを、研修とか、お伝えするような機会も、今もあるのだろうと思うのですがけれども、増やしていただけるといいのかなと思いました。よろしくお願ひします。

**学校支援課長** 協議会の委員に対する研修の機会、初任の方には映像で研修いただく形になっております。ただ、毎年それを見てもらってもいいのではないかという声も頂いているところもありますので、今後、年度の当初に、その映像、研修資料の存在を徹底して周知していきたいと考えております。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項 3 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 4 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和 7 年 12 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきまして、ご報告申し上げます。

12 月分は、合計で 13 件でございます。内訳といたしましては、定例、新規の別でございますが、定例 9 件、新規 4 件となっております。

共催・後援の別でございますが、共催 1 件、後援 12 件となっております。

今月は新規が 4 件ございますので、内訳を振り返らせていただきます。新規の 1 件でございますが、資料 2 ページをご覧ください。社会教育

センター承認分で、名義形態は後援、団体名は東急コミュニティー・東急文化村・協和産業共同事業体、事業名は「アイデア発想ワークショップ」でございます。

新規の2件目でございますが、資料3ページをご覧ください。庶務課承認分で、名義形態は後援、団体名は特定非営利活動法人日本スペースガード協会、事業名は「地球を守るスペースガード2025 スペースガード探偵団」でございます。

新規の3件目でございますが、同じく資料3ページをご覧ください。これも庶務課承認分で、名義形態は後援、団体名は公益社団法人東京青年会議所、事業名は「公益社団法人東京青年会議所2月例会 AI と創る未来の教育」でございます。

新規の4件目でございますが、資料6ページをご覧ください。済美教育センター承認分で、名義形態は後援、団体名は不登校は不幸じゃない運営事務局、事業名は「#不登校は不幸じゃない～ゲームとの付き合い方・活かし方～」でございます。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

**伊井委員** 1点目は、新規の方々の取組の、例えば、3ページの「地球を守るスペースガード2025 スペースガード探偵団」ということですが、場所も、場所はIMAGINUSでやっつけらっしゃるので、どんな内容なのか、あと対象としている方々のメンバー構成を、そのページの1番、2番と、それから、4ページの定例でやっつけらっしゃるのでありますが、今回、代表者名、小山内さんの「子ども体験教室『豊かな心を育むサイン食育Labo』」で実施されている内容をちょっと教えていただけたらと思っております。お願いいたします。

**庶務課長** まず一つ目の新規、特定非営利活動法人日本スペースガード協会の「地球を守るスペースガード2025 スペースガード探偵団」でございます。こちらの内容でございますが、会場がIMAGINUSということで、理科離れの解消の一つの方法として、地球接近天体の検出による感動体験から科学に貢献したという実感を持たせることにより、理科への興味関心を高めることを目的とした科学体験活動ということでございまして、対象は、小中高校生という形で事業が計画されているものでござ

います。

それから、二つ目でございますが、「公益社団法人東京青年会議所 2 月例会 AI と創る未来の教育」ということで、学校現場における生成 AI、こちらの適切かつ効果的な活用を促進し、教員が授業及び公務で AI を活用するとともに、生徒に正しい使い方を指導できる体制づくりを進めることを目的として開催するものでございます。対象につきましては、東京都及び近隣自治体の小中学校の管理職、教員、教育委員会職員、東京青年会議所会員という形になってございます。

**学務課長** 4 ページ目の子ども体験教室の方でございます。こちらについては、地域と協力して子どもたちに食に関する知識や調理体験の場を提供する、そんな形になっております。

会場三つございますが、会場ごとにやるものが違っています。まず、セッションでは手打ちうどんに挑戦します。杉六小では、杉六小で収穫した夏みかんを用いてママレードづくりをします。阿佐谷地域区民センターでは、アジの三枚下ろしをやります。対象者は小中学生ということで、小学生は親子参加という形になってございます。講師もそれぞれ地域のお店の方とか、そういった方から教えてもらうということになります。

**伊井委員** ありがとうございます。今お聞きした NPO のサインさんなんかは、結構定例でやっていらっしゃるの、これまでもこのような取組をやっていらっしゃるのだと思うのですが、こういった場で子どもたちは様々な体験ができるといいなと願っております。親子で参加するというのも大変興味深いなど、いい時間になるのではないかなと期待しているところです。

それから、IMAGINUS の方はもう終わっているの、どんな参加状況だったかを、もし記録があったらですが、お話しただけたらと思います。

それから、これからを担う AI と創る未来の教育というあたりも、管理職の方なども対象になっているのであれば、ちょっと面白い企画だなと感じました。

また何か分かりましたら教えていただけたらと思います。終わった後、もし機会がありましたら結構ですので、どんな感じだったか教えていただければと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項4番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項5番「小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施」につきまして、引き続き生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、小学生名寄自然体験交流事業現地交流報告及び学習成果発表会の実施につきまして、ご報告申し上げます。配布資料をご覧ください。

小学校5・6年生を交流自治体でございます北海道の名寄市に派遣いたしまして、現地で体験や交流を行う本事業について、本年度も実施いたしました。

1番目「派遣期間中の行程」でございますが、12月26日から28日までの3日間、資料記載の予定しておりました全行程を実施することができました。

2番目「体験・交流の成果」でございますが、なよろ市立天文台「きたすばる」及び名寄市立北国博物館での体験・交流の成果につきまして、今年度も記載のとおり充実したものとなっております。

3番目の「今後の予定」、参加児童の学びの成果の共有でございますが、(1)に記載がございます、セッション杉並で実施されます、来週の2月7日の学習成果発表会をはじめ、2番目の区役所2階の区民ギャラリー、こちらでは2月24日から27日までの派遣児童の作品展を経まして、3番目でございますが、年度内につきましては、冊子として報告書の作成を予定しております。

私からの報告は以上でございます。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

では、對馬委員、お願いします。

**對馬委員** 無事にいい体験ができたようで、よかったですと思います。今回、昨年までとちよっと違うところとして、引率に行ったのが手を挙げてくださった先生方でメンバーを埋めることができたということでしたが、その部分で何かよかった点であったりとか、例えばその先生方はどう感じたのか、感じられることができたのかとか、あるいは、全体を見ていて、こういう先生方が来てくださってよかったなのか、誰でもとにか

く大人がいればそれで何とか行けるのか、そのあたりはどうお感じになったか教えていただけますか。

**生涯学習推進課長** 今回は、委員おっしゃるように、手挙げ方式で応募いただいた教員の方に随行していただいております。手挙げをしていただいたという状況で申し上げますと、皆さん、日々お忙しい中、業務を抱えていらっしゃる中で、今回の年末年始、お時間をお取りいただいて、それでも参加したいということでお越しいただいた方なので、皆さん、大変積極的に児童の指導にも当たっておられましたし、ご自身でもいろいろ知見を広げていただいた、また貴重な経験だったというお話も頂いております。

今回、私も初めて行かせていただいたのですけれども、教員の方の指導力というところ、生活指導も学習指導もそうなのですけれども、やはり日々培われているものの奥深さと申しますか、生徒さんとの距離の近さみたいなどころも、皆さんのすばらしい指導を拝見させていただいて、是非来年度も同じ形態で実施できればと所管の方では思っております。

以上でございます。

**對馬委員** ありがとうございます。そういう形でできると、子どもたちにもよりよい体験ができるのではないかなと思います。先日の研究発表会でどこかの先生がおっしゃっていた、やはり教員が主体的にならなければということで、主体的に手を挙げていただいて、自らいろいろな探求をしている、そういう姿を子どもたちに見せるというのはとても大事なことだと思うので、よりよい体験ができてよかったなと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項5番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項6番「杉並区デジタルアーカイブの公開」につきまして、中央図書館長からご説明申し上げます。

**中央図書館長** 私の方から、ご説明させていただきます。

中央図書館及び生涯学習推進課では、これまで所蔵する歴史的資料のデジタル化を進めてまいりました。令和7年度の私どもの主要課題といたしまして、これらのデータを公開して、広く区民等に提供して活用していただくデジタルアーカイブ事業を年度内実施に向けて取り組むこと

としておりますけれども、この度準備が整い、一般に公開することになりましたので、ご報告させていただきます。

本事業の目的は資料の1に記載のとおりで、今回、公開を開始する日時につきましては、2に記載の令和8年2月4日水曜日の午前10時からいたします。来週になりますので、よろしく願いいたします。

利用方法といたしましては、ウェブ上で「杉並区デジタルアーカイブ」と検索入力して閲覧することができます。また、杉並区の公式ホームページや図書館ホームページからも閲覧できるようになっております。

主な公開資料につきましては、5に記載のとおりでございますけれども、今後、準備が整ったコンテンツを順次追加していく予定でございます。

参考までに、資料の3ページ以降をお開きいただければと思っております。この3ページにあるのが、デジタルアーカイブのトップページのイメージになります。その下に各カテゴリーがあると思っておりますけれども、このカテゴリーから選択していただいて、資料を閲覧することができます。

更に、資料を先にずっと進んでいただいて、最後の5ページになりますけれども、その一番最後でございます外部リンクですが、ここから関連するサイトに飛ぶことができます。なお、3行目にあります「ジャパンサーチ」ですけれども、これは国内のデジタルアーカイブの分野別の横断の統合ポータルサイトでございますので、ここにも連携していることから、杉並区デジタルアーカイブの情報が広く国内外で閲覧されることが期待されるところでございます。

私からの報告は以上になります。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

對馬委員、お願いします。

**對馬委員** 結構皆さんの希望が開けていくものなのかなと思うのですが、やはりこれをいかに広く使っていただくかというところが大事なのかなと思います。

区内だけではなくて、全国から見ることができるということが、こういうデジタルアーカイブのいいところだと思うのですが、そもそも「デジタルアーカイブって何だ？」という人も多分いっぱいいると思

うので、そういうところから含め、有効に使っていただけるような、これから、また努力してくださいと言ったら偉そうなのですけれども、工夫して広く使っていただけるといいなと思います。

**中央図書館長** ありがとうございます。やはり周知が一番大事なのかなと思ってしまして、今回、私の方では「広報すぎなみ」、今度2月1日号になりますけれども、そこに掲載するほか、いろいろなところでそのような案内をしていきたいなと思っているところでございますので、そういう工夫はこれからも進めて、広く使っていただくことを目標にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**伊井委員** 今、ちょっとここで拝見しているだけでも大変興味深いので、是非子どもたちの学びにも広げていただけるような、いろいろな場面で使うということを、先生方にも、是非学校にもお知らせいただいて、学習を深めていっていただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**中央図書館長** ありがとうございます。今、伊井委員おっしゃったように、子どもたちが杉並区を知るということが非常に大事なことでもあると思いますので、学校の方にも、いろいろとその辺の周知を図っていききたいと考えてございます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

では、前田委員、お願いします。

**前田委員** 特に荻外荘とか、今ちょっと見せてもらったのですけれども、3Dでバーチャルツアーがあったり、すごく面白いなと思って、これがリアルに近い形で杉並区の子どもたちは見られるのだなと思った時に、歴史は5年生と6年生とかですよ。今、そういう授業との連携は特にないという感じですか。

**中央図書館長** 今はまだこれが出来上がっていないので、その連携はこれからなるかと思っておりますので、いかように使っていただくかというのは、教員の方々の方になると思っておりますけれども、「こういうのがあるよ」ということは、やはり教員の方に知っていただくのが一番大事だと思います。

**前田委員** 改めて、東京は本当に、杉並もそうですけれども、いろいろなものがあって、また、この杉並の荻外荘は、私も恥ずかしながら最近知ったわけなのですが、歴史的なことがリアルなもの結びつく、すご

く大事な、目の前に見られるというのはすごいことだと思いますので、是非子どもたちが、日本の歴史、自分たちが住んでいるところとのつながり、そういうのを体感できるようなものを、子どもたちの学びと結びつけていただけるとうれしいなと思っております。お願いします。

**庶務課長** では、對馬委員、お願いします。

**對馬委員** すみません。今のお話に続けて言うと、3年生で杉並区のことを学習する時、それから4年生で地域に由来した偉い人の学習をする時などに使えると思うのですが、だとすると、やはり子ども版が欲しいと思うのですね。

やはり、このままの資料だとちょっと使いにくいと思うので、そういったもの。そうした時に、各学校で有効に使えるものは、多分、周年行事の時に出している各学校の地域のこと、その歴史だったりすると思うので、そのあたりも将来的に取り込んでいけて、一遍にどこでも見られるようになるのと、区全体がつながって見ることができるので、そういったことも、この先の発展としてあると、より学習には使いやすいのかなと感じています。

**中央図書館長** 今、委員おっしゃったような形で、このデジタルアーカイブ、今、デジタル化したものをそのまま載せているだけなので、それを今度どうしていくかというのは、いろいろな課題があるかと思います。

デジタルアーカイブをこの後、どうバージョンアップしていくかというのは今後の課題になるかと思いますが、委員がおっしゃったように、子どもたち向けのバージョンとか、あと動画をどうするか、いろいろなことがあるので、それはやりながら考えていきたいなと思っております。

**庶務課長** ほかに。では、大川委員、お願いします。

**大川委員** 同じ流れなのですけれども、例えば指導案をサンプルで作って、学校の先生に使ってもらいやすくするとか、教育委員会として、どういう考えでこれを学校現場に落とし込もうかというのを、具体的にイメージをつくっていくと、もっと現場でも使いやすいのかなと思えました。

**生涯学習担当部長** 今のこのデジタルアーカイブの資料の中で、ちょうどトップページの荻外荘が出ているところの下に、写真とか地図とかをどう検索していくかというのがあるのですけれども、これはまだ準備中なのですが、下の左から2番目に「杉並を学ぶ」というのがあります。

ね。

子どもたちがどうやって杉並区のことを学んでいってもらえるのかというのも、今後ここを固めていく時に、今いろいろ頂きましたご意見を是非取り入れてやっていけたらなと思います。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項6番につきまして質疑を終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、これからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、お願いします。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、区議会のスケジュールの関係から日程を変更させていただき、2月4日水曜日、午後2時からということで開催を予定させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第1号「杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私の方から、ご説明をさせていただきます。

教育委員会事務局の令和8年度の組織機構改正では、大きく変化する教育環境を的確に捉え、中長期的視点から戦略的に教育行政を推進していく必要があること、また、各課の重複を極力避け、効率的な執行体制を確保していくことで、所掌、責任の明確化を図ることなどを目的に、学校整備支援担当部長、生涯学習担当部長を、新たに学校運営部長、共創教育担当部長に改めるほか、学校運営課の新設、特別支援教育課と済美教育センター教育相談担当の統合など、所要の組織改正を行う計画でございます。

その中で、済美教育センターは、教育機関で設置条例を持っていることから、所要の改正を行うものでございます。議案の一番後ろ、新旧対照表をご覧くださいければと思います。

第1条の「設置」でございますが、第2項に定める済美教育センター

分室の規定を削除するとともに、第2条、「事業」でございますが、こちらの第4号から第6号に定める事業に関し、済美教育センター分室が所掌する教育相談、教育支援、不登校対策を別組織に集約することに伴い、第1条で同分室を廃止するとともに、第2条で済美教育センター事業としては廃止し、削除等の所要の改正を行うものでございます。

議案の説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、伊井委員、お願いいたします。

**伊井委員** このように、より多く、また分かりやすくというところで仕事の内容とかを精査してこのような形になっていると思いますが、相談窓口というのは、やはり相談をしたいなと思う側からすると、もっと分かりやすく広げていっていただくというあたりは大変配慮をお願いしたいところです。

今までとあまり変わらないということであればいいのですが、何か相談したいと思った時に、どこに相談していったらいいのかというのは、もちろん学校や先生方が最初の窓口になっていただいたりとか、様々な経路があるとは思いますが、そのプロセスが容易に適切な窓口につながるようにご配慮いただけたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

**教育相談担当課長** ありがとうございます。今回、相談機能を一本化しまして、複合的、あと相談内容に一体的に対応できる体制を整備してまいります。先ほど伊井委員おっしゃったように、利用する方に分かりやすく、利用しやすい窓口として、児童生徒の実態に即した支援を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**對馬委員** すみません。今ので、具体的に教育相談に行きたい方というのは、場所としてはどこに行くことに変わるのでしょうか。組織が変わるということは分かるのですが、今まで行っていたのは、多分、永福の場所に行っていたのかなと思うのですが、場所はそこなのですか。どこに行けば相談できるのでしょうか。

**教育相談担当課長** おっしゃるとおり、相談に来ていただくのは、今の永福にあります相談室に変わりございません。

**前田委員** より皆さんが業務をしやすくなるということで組織を変えて

いただいていると理解しております。

ちょっとこことずれるかもしれないのですが、特に不登校だと思うのですが、結構ご家庭にアプローチしなければいけないこともたくさんあるかなと思った時に、例えば教育委員会の中だけではなく、子ども家庭支援センターとか、今度は区児相とか出てくると思うのですけれども、その横のつながりというのは、今どんな感じでやっていらっしゃるのか。ご家庭へのつながりというのは、例えば不登校のお子さんは、ここで割と話が解決するのか、例えば子ども家庭支援センターの方とかと何か連携する事例というのはあったりするのでしょうか。

**教育相談担当課長** 直接、来所教育相談なんかでお越しいただいた際に、必要に応じて関係機関と連携を取って対応していくことは実際に行っております。

**前田委員** ありがとうございます。私、最新データが分かっていないのですけれども、子ども家庭支援センターでサイボウズの kintone を使っていて、子どもたちの出欠の状況なんかを各幼稚園とか学校から情報収集しているという話もちよっと聞いたりもしたので、何か重複する部分とか、情報連携したほうがいいことがあるのかなと思ったりもしたので、そこら辺ももし情報共有することがありましたら、積極的にしていただけたらと思つての話です。ありがとうございます。

**特別支援教育課長** 先ほどの對馬委員のご質問に補足させていただければと思います。今、特別支援教育課の方で、就学前教育相談を成田西にある就学前教育支援センターの方で行っておりますので、その機能を今回一つの課になることによりまして、永福の教育相談室の方でまとめて連携をさせていただきたいということを考えてございます。

**對馬委員** ありがとうございます。先日、中学の PTA 会長さんとお話した時も、「高井戸チャレンジクラス」のこともご存じない方が結構いて、「そんなのあったんだ。知らなかった」という方もいらっしゃったので、やはり私たち一生懸命やっているつもりでも、意外と情報がなかなか周知されていないなと思うので、皆さんが取りあえず何かあったらここに行けばいいとか、そういうことを先生から教えてもらうとか、カウンセラーさんから教えてもらう。いろいろな窓口はあると思うのですが、いろいろ受け皿とか相談口があるよということ、是非広く周知できるように、よろしく願いいたします。

**庶務課長** 前田委員の先ほどのご質問の中で、他機関との連携のお話があったかと思うのですが、それは後ほど、また予算の説明の中でもちょっと触れさせていただきませうけれども、スクールソーシャルワーカーに統括者を置いて、機能的にやっぺいこうではないかという取組が、またちょっと別の項目で出てまいりますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願ひいたします。

**教育長** 議案の採決を行います。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第1号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、教育職員の服務及び給与に関連する改正と関連がございますので、次に申し上げます4議案を一括して上程させていただきます。

日程第2、議案第2号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、日程第3、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第4、議案第4号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第5、議案第5号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、以上4議案につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

まず、議案第2号「杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、議案に附属する新旧対照表をご覧くださいければと思います。

学校教育法の一部が改正され、新たな職として「主務教諭」を設置できるようになりました。杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例は、教育公務員及び会計年度任用職員は別に条例で定めることとされておりますので、この「別に条例で定める教育公務員」の中に、今般、主務教諭を追加する改正を改正条例第1条及び第2条で行うものでございます。

次に、改正条例第4条に飛びます。杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、改正条例第5条、杉並区学校教育職員の給与に関する条例、改正条例第6条、杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正は、職員の定義または定義の規定に主務教諭を追加するほか、杉並区学校教育職員の給与に関する条例では、級別基準職務表に所要の規定の整備を図るものでございます。

最後に、改正条例第3条の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表の付記で、講師の定義を設定してございますが、主務教諭の新設に伴いまして、学校教育法の条項にずれが生じたために、所要の規定整備を図るものでございます。

次に、議案第3号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですが、議案最後の資料の中段から下段に係る部分をご覧ください。

管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他校務の運営の必要により、週休日、休日、週休日又は休日以外の日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給する手当ですが、その対象となる平日深夜に係る支給対象となる時間帯について、現行、「午前零時から午前5時まで」を今般、東京都の制度に合わせ、「午後10時から午前5時」と2時間拡大する他、文言整理等所要の規定整備を図るものでございます。

また、学校教育職員の給料表については、人事委員会勧告等に基づき、副校長の初号の給料月額を引き上げることとするものでございます。

次に、議案第4号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですが、議案の最後に添付している新旧対象表をご覧ください。議案第3号と同様に管理職員特別勤務手当の平日深夜の支給対象となる時間帯の拡大のほか、文言整理等、所要の規定整備を図るものでございます。

次に、議案第5号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、議案に添付してございます資料をご覧ください。第1条の改正規定では、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正。第2条の改正規定では、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

で、いずれも特別休暇として規定されている「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めるものでございます。

また、附則第2項で、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条に定める給与の減額の規定中、「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に、附則第3項では、杉並区学校教育職員の給与に関する条例第21条の給与の減額の規定中、「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、一部を公布の日とするほか、令和8年4月1日としてございます。

議案の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

**對馬委員** この主務教諭というのは、新しい言葉なような気がするのですが、主務教諭というのは、どういうお仕事をされるのかということと、実際に4月からこの主務教諭になられる方が杉並区内にどのぐらいいらっしゃるのか、もし分かるようでしたら教えてください。

**教育人事・指導課長** この主務教諭の職務の内容ですが、現在、東京都では既に設置されている主任教諭とほぼ同等になります。

文部科学省のところでは、学校が抱える横断的な取組、そういったものが複雑になってきているので、いわゆる中堅の教員、これを主務教諭に任用していくことで、いわゆる各種主任の者、例えば学年主任ですとか、ICTの主任ですとか、そういったところに充てていくというのが文部科学省の考え方で、東京都については既に主任教諭が、職層としては教諭の位置づけなのですから、お仕事として、既に立てつけがありますので、大きなずれはないだろうというようなところで想定しているところです。

人数については詳細な数字、すみません、今すぐ出てこないのですが、主任教諭がそのまま主務教諭になるというところでご理解いただければと思います。

**庶務課長** 伊井委員、お願いします。

**伊井委員** そうしますと、どこの学校にも主任教諭はほぼいらっしゃると思うのですが、その方々がそのままスライドするということですか。

**教育人事・指導課長** そのままスライドするという考え方で、考え方としてはご理解いただければと思います。

**伊井委員** 分かりました。

**庶務課長** すみません、補足でございます。主任教諭につきましては、法律上、主務教諭と。それが東京都では先行して主任教諭の制度が導入されてございます。今の東京都の予定ですと、それを称するという形でそのままスライドするということでお考えいただければと思います。

今般、主務教諭の法律上の設定に伴いまして、関係条例の整備を図るということをご理解いただければと思います。

**大川委員** この主務教諭というのを見ると、各教育委員会が置くことができると思いますが任意であって、中には反対を受けて置かないというような自治体もあるようなのですけれども、杉並区では、そういった反対だとか、または、そのあたりの議論がもしあったのであれば教えてください。

**庶務課長** 特段そういった反対とか、そういうことではございません。それで、東京都では先行して主任教諭という制度を導入していたものですから、そこに代わるというか、そういう形で運用してまいりたいと考えてございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、採決をお願いいたします。

**教育長** では、議案の採決に当たり、ただいま一括上程された議案に対し、一括して採決を行うことについて異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第2号から第5号までにつきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第2号から第5号までについて、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第6、議案第6号「令和7年度杉並区一般会計補正予算(第8号)」を上程いたします。引き続き、私の方からご説明を申し上げます。

令和7年度杉並区一般会計補正予算でございますが、資料の3枚目、

一般会計補正予算概要の1ページをご覧ください。

「事務事業名」欄に記載されている28の事業につきまして、「補正額」の欄に記載の金額を補正するものでございます。

今回は、本年度の事業執行により実績として生じた残額を歳出予算から「減額」することが主の補正となっております。

はじめに「地域運営学校等推進」でございしますが、学校運営協議会委員の欠員及び出席が想定に満たなかったことにより、報償費に残が生じたため、614万1,000円を減額するものでございます。

次に、「学校の支援」でございしますが、学校支援本部等支援の謝礼金等の実績残、また、中学校部活動支援事業における委託契約の落差金、学校支援本部の放課後等活動の実績残が生じたため、1,052万1,000円を減額するものでございます。

次に、「学校人事・給与事務」では、学校用務業務等委託費及び経費精算システムのライセンス使用料で、契約金額が下回ったことで発生した550万円を減額するものでございます。

次に、「就学事務」でございしますが、学齢簿システムにつきまして、国が進めるシステム標準化の対象として改修を進めていまして、その経費には国の「デジタル基盤改革支援補助金」が充当されますが、住民情報系システムの標準化が延伸され、他の事業の標準化へのシステム改修経費が減額になったことに伴い、補助金の案分比が増加したため、特定財源の国庫支出金860万3,000円を財源更正するものでございます。

次に、「特別支援教育」でございしますが、医療的ケア児対応の看護師派遣委託の落差金や介助員ボランティア及び付添介助者の謝礼が見込みよりも少なくなることが見込まれることなどから、1,350万円減額するものでございます。

このほか、知能検査を実施するために購入した検査器具などが「区市町村発達検査体制整備支援事業補助金」の補助対象であることから、特定財源である国・都支出金として、54万2,000円を歳入予算として計上するものでございます。

次に、「特別支援学級・学校の環境整備」でございしますが、済美養護学校中学部の初度物品の落差金や購入物品の精査などで残余が生じた予算、1,300万円を減額するものでございます。

なお、特定財源の国・都支出金として、中学部移転に伴う購入備品の

一部が「公立学校木の教育環境整備補助事業補助金」の対象となったことから、歳入予算 90 万 6,000 円を計上するものでございます。

次に、「国際理解教育の推進」ですが、日本語指導を必要とする区立学校への帰国・外国人児童・生徒の増加率が想定よりも少なく、講師謝礼金が予想を大幅に下回る見込みとなったことから、400 万円を減額するものでございます。併せて、中学生海外留学事業の委託費が、落差等で残額が生じたため 200 万円を減額するもので、合わせて 600 万円を減額するものでございます。

次に、「情報教育の推進」でございますが、児童・生徒用タブレット端末及び教職員端末の更新に関する賃貸借など、幾つかの ICT 機器に関する賃貸借契約の落差金が生じたこと、また、児童・生徒用タブレット端末に関する端末保証サービスの見直し等を行い、4 億 150 万円を減額するものでございます。

このほか、文科省が推奨するネットワーク帯域を確保しているか確認するアセスメント実施のための特定財源の国・都支出金として「公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金」、166 万 6,000 円を歳入予算に計上するものでございます。

次に、「通学路の設置管理」でございますが、「通学案内及び交通指導等業務の委託」や老朽化した「通学路標識の取替」などに取り組んできた結果、残が見込まれる 1,280 万円を減額するものでございます。

次に、「学校給食の推進」でございますが、「学校給食調理業務委託契約」の契約落差等 3,724 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、「区立学校教育活動の推進」でございますが、音楽鑑賞教室や演劇鑑賞教室で、一部学校が会場との往復に使用するバス契約の落差等で見込まれる 500 万円を減額するものでございます。

次に、「済美教育センター維持管理」でございますが、済美教育センターの工事に伴う仮移転に関し、旧永福図書館跡地の施設維持関係の予算につきまして、同様の施設を参考に予算の積算を行ってきたところでございますが、実績減ということで、290 万円を減額するものでございます。

次に、「済美教育センター環境整備」でございますが、センターの工事内容の変更に伴い不要となった工事費 400 万円、また、工事に伴う一部業務の委託を行わなかったことで発生する 90 万円を減額するもの

でございます。併せて、備品、消耗品、引越しの委託費について、想定より実績が下回ったため、これらを合わせ 1,130 万円を減額するものでございます。

次に、「小学校の運営管理」でございますが、電気料金につきまして、予算見積時に比べて料金が下がったことにより見込まれる残 6,900 万円を減額するとともに、施設保守管理につきまして、校庭の全面芝生校が減少したことに伴う執行残や委託料、手数料の落差等によりまして、1,906 万 9,000 円を減額、合わせて、8,806 万 9,000 円を減額するものでございます。

次に、「小学校の移動教室」では、移動教室の宿泊費・体験費等で欠席者等による残が生じたことや貸切バス賃借料で落差金が発生したことから、2,056 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に、「小学校就学諸援助」では、就学援助費に実績による残が生じたため、400 万円を減額するものでございます。

次に、「小学校の施設整備」では、改修校の工事費の契約落差及び一部工事内容の調整等により、3,290 万 9,000 円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算につきましても、交付金額の内定状況を踏まえ 1,206 万円減額するものでございます。

次に、「小学校の長寿命化改修」でございますが、工事費の契約落差及び一部工事の後ろ倒しの影響から、残となる見込みの 1 億 8,151 万 4,000 円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算も交付金額の内定状況も踏まえ、9,899 万 4,000 円減額するものでございます。

次に、「中学校の運営管理」ですが、小学校同様、電気料金の残 4,500 万円を減額するとともに、施設保守管理につきまして、一部予定していた委託費の支出が不要となったことや、修繕工事等が想定よりも下回ったことなどによる影響額 4,638 万 1,000 円、合わせて 9,138 万 1,000 円を減額するものでございます。

また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算も 1,297 万 4,000 円減額するものでございます。

次に、「中学校の移動教室」でございますが、先ほどの小学校同様に実績残が生じたこと、貸切バス賃借料の入札による差額 1,383 万

4,000 円を減額するものでございます。

次に、「中学就学諸援助」ですが、先ほどの小学校同様に、就学援助費に実績残 232 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に「中学校の施設整備」でございますが、改修実施校の工事費につきまして、契約落差及び一部工事内容の調整等による影響から、940 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に、「富士見丘小・中学校の改築」ですが、初度物品の購入費につきまして、2,400 万円を減額するものでございます。また、特定財源の「地方債」の歳入予算につきましても、地方債を発行しないことにより、8 億 7,530 万円減額するものでございます。

次に、「中瀬中学校の改築」でございますが、校具運搬並びに廃棄物の収集運搬及び廃棄物処分委託につきまして、契約金額確定に伴い残が生じたこと、また、管理教室棟解体工事及び初度備品の落差金が生じたことによりまして、3,630 万円を減額するものでございます。

次に、「中学校の長寿命化改修」でございますが、設計及び工事につきまして、契約落差及び一部工事の後ろ倒しにより、1 億 7,467 万 1,000 円を減額するものでございます。また、特定財源の国・都支出金、「学校施設建設費補助金」の歳入予算につきましても、9,385 万 5,000 円減額するものでございます。

次に、「天沼中学校の改築」でございますが、校舎改築に係る基本設計及び測量の委託につきまして、契約締結に伴い設計差金及び落差金が生じたため、2,340 万円減額するものでございます。

次に、「学校開放施設の団体・区民利用等」でございますが、猛暑等により校庭開放事業の実施回数が減少し、開放指導員への謝礼金が減少したこと、また、プール開放事業の運営委託対象校が、校舎工事の影響で 1 校減ったことの影響から、残余の 670 万円を減額するものでございます。

最後に、「図書館運営」でございますが、貸出用図書の予約棚につきまして、3 館目の導入を予定していたところでございますが、設置の調整が困難な状況となりまして、今年度は設置を見送ったところでございます。これにより生じた予算残 2,400 万円を減額するものでございます。

1 ページお進みいただきまして、3 ページをご覧いただければと思い

ます。

教育費全体の「補正前の額」、ただいまご説明させていただきました「補正額」、そして「補正後の額」について、それぞれ総額を記載してございます。

次に、1枚お進みいただきまして、4ページをご覧いただければと思います。繰越明許費の補正でございます。

こちら「中瀬中学校の改築」ですが、管理教室棟解体工事の「前払い金」相当額を予算で見込んでおりましたが、契約相手方から辞退により、9,150万円を繰越明許費として設定するものでございます。

雑ぱくでございますが、以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

大川委員、お願いします。

**大川委員** この補正自体に異論があるというわけではありません。ご説明を聞いていて、最後の方のプール開放実施校数減というのは、学校の改築というのが背景にあるということが分かりました。

それ以外のところで、例えばCS委員の低出席率とか、日本語指導が必要な児童・生徒への実績が期待よりも少なかったというような、何かそれぞれのご担当のところで、今回の補正を受けて、何か改善策とか課題を感じているところがありましたら教えてください。

**学校支援課長** 学校運営協議会の件について、お答えします。学校運営協議会、委員数12名以内と学校運営協議会規則で定めているところなのですが、その下限というのは特に定めていないところがあったり、また、会議がおおむね月1回開催ということでお願いをしているところなのですが、実際、年間7回程度の開催というところもありました。

委員数が少ないところでは、7名ぐらいの学校運営協議会もありますので、私たちとしては、できるだけフルで活用いただいて、委員を整え、そして会議開催を頻繁に行っていただきたいというところで、それが十分できる予算は確保するわけですが、どうしてもそれぞれの学校の事情等でこんなについていないという状況がございました。今月15日の「広報すぎなみ」で地域学校協働活動推進員の特集を組んだところですが、現在、その6名、経験豊かな、あるいは知見をお持ちの推進員の方

を含めて、私たち職員と各学校運営協議会の伴走支援をできるだけ充実して、やや基準に満たないところには働きかけを強めていこうと、そんな状況で対応しているところがございます。

**済美教育センター所長** 日本語指導が必要な児童・生徒の件ですけれども、まずは対象児童・生徒の数というのは相手次第のところがあって読めないのが、数年前からの傾向で増加率を見込んで計算しているのですが、そうではなかったということなので、それ以上でもそれ以下でもないところがあるのですが、根本的に、やはり日本語指導を続けていく中で、少し課題が整理されてきたかなというのがあります。

一つは、指導者側の課題ですけれども、かなり指導者の確保が困難になってきていて、高齢化によりお辞めになった後の確保がなかなか厳しい状況。それから、杉並区の場合の児童・生徒ですけれども、傾向が見えてきて、やはり区内で住まれる地域にも偏りがありますし、ルーツのある国にも一定の傾向が見えてきている中で、もう少し今の指導から一歩踏み込んだ何か工夫ができないかなというところも課題として感じているところです。

ですので、今の訪問指導、補充指導も続けていきつつ、更に現状により合った何か支援の在り方ができないかなということは検討していきたいということで、今、動いているところです。

**大川委員** ありがとうございます。こういう数字をきっかけに停滞化を防ぐヒントにしたりとか、または、もっと充実していくきっかけにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。お願いします。

**前田委員** ありがとうございます。改めて、すごくたくさんの方の予算が教育費として使われていて、子どもたちの学び、子どもだけではなく社会教育も含めて、いろいろな学びに使われているのだなというのを認識しています。

これぐらいたくさん投入されているけれども、なかなか現場では「お金が足りない」とか、「教育予算をもっとつけてくれたらいいのに」みたいな声があったりするの、なかなか不思議だなとちょっと思いながら見ております。

中P協とか小P協から教育予算に対して要望とかがあると思うのですが、これを基にどなたかが回答を作っているのですか、予算要望

への返答というのは。

**学校支援課長** 小P協、中P協の方からは、7月頃に予算要望書を頂きまして、私どもも、そういった観点も踏まえながら予算要求をし、そして、今後、この春の議会で議決をされて、要望いただいたものについて、どのくらい予算が充実したか、あるいは、つかなかったかというのを3月末には各P協議会にお返しすると、そんなことで対応しております。

**前田委員** ありがとうございます。では、それが、一応、直接全部が入ったわけではないと思いますけれども、検討の上、出ている補正予算という意味ですね。ありがとうございます。

ほかに、この学校現場とか、実際動いている現場からの、例えば校長会とか、そういうところからも予算の要望というのは出ていて、これを一応案として組み込んでいるものと理解していいのでしょうか。

**庶務課長** お見込みのとおりでございます。

**前田委員** 分かりました。

**事務局次長** 今の議案は補正予算なので、令和7年度の精算的な補正を行うということなので、ただいま質疑応答している内容は、多分、来年度の当初予算ということだと思っておりますので、この後の議題になります。

**前田委員** 分かりました。なるほど。これは今年度をまとめて、実際これぐらい使った、これぐらい使いませんでしたのでというまとめということですね。ありがとうございます。

来年度の予算に関しては、いろいろ皆さんから伺って、予算を組んでいく時に、その現場の声を集めていくという流れということですね。ご丁寧にありがとうございます。ちゃんと理解しました。

**庶務課長** ほかは。伊井委員、お願いします。

**伊井委員** 今回、中P協との話の時に、今回の予算要望は、子どもたちのためということもそうなのですが、先生たちもよりよい時間をつくるために、子どもたちと向き合う時間をつくるためにという要望を、少し方向性を変えたのだというお話があったのですね。

そのあたりもご検討いただいて、どういうお返事になるか私たちはちょっと分かりませんが、それをすごくおっしゃっていたので、保護者の方々も含めて、中P協の方々が、そういう先生たちの働き方改革にも大変注目されて、また、そこを支えていくという面にも注目していただいたのは、すごくありがたいことだなと感じましたので、それも含

めて、ちょっとお含みおきいただけたらいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

**庶務課長** 当初予算の編成においては、当然そういった要望のお声というのはしっかりと捉えて、その上で全体的な財政の影響、それから重点化した教育委員会の施策というところを総合的に捉えて予算化をしているところでございます。

**事務局次長** 今のお話もこの後の議題に。

**伊井委員** 分かりました。すみません。

**前田委員** 多分、私がこの読み方をよく分かっていませんでした。3ページのところで言うと、当初予算として考えていたものの、補正をした時に、いろいろ全部見た時に、この補正額、三角の1,258,482とありますけれども、12億使いませんでしたというのが分かるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、採決をお願いいたします。

**教育長** では、議案の採決を行います。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第6号については、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第7、議案第7号「令和8年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。引き続き、私の方からご説明いたします。

それでは、議案の3枚目、1ページをお開きください。こちらが予算編成に関する基本方針で、ページの下部から5ページまで、予算編成の方針を項目別に揚げてございます。

次に、6ページをご覧ください。こちらが、一般会計全体の財政計画でございまして、歳入が11.9%増、歳出が3.4%増の2,548億円余りでございます。

7ページをご覧ください。こちらは、教育費の歳入予算でございまして、総額53億5,257万円余でございまして。前年度に比べますと、59億1,450万円の減となっております。

「国庫支出金」や「繰入金」「特別区債」が大幅減となりますが、これは前年度、学校改築等における必要な経費に、補助金等や基金からの

繰入、特別区債の発行を充てたことにより、8年度はその分の歳入が減となるのが主な理由でございます。

8ページをご覧ください。上の表が一般会計の歳出予算の款別集計でございます。区全体では、2,535億2,800万円ございまして、前年度比103.2%となっております。このうち、第7款の教育費の総額は、258億576万6,000円で、前年度比78.5%となっております。

そして、ページの中ほどの表でございますが、教育費の経費別前年度比較を行ってございます。既定事業につきましては、前年度比105.4%、増額となった主な要素でございますが、学校給食調理業務委託校の増及び人件費の高騰による増、給食用食材費の高騰による増で、3億円余りの増額、また、用務業務の委託校の増及び人件費の高騰による増で、1億5,000万円余の増額、そのほか、暑さ対策の空調機設置工事に係る経費で、4億5,000万円余の増額などがございます。

続きまして、臨時事業でございますが、前年度比72.1%、130万円余の減でございますが、これは、旧新泉小学校跡地につきましての小修繕の実施予定がないことによる減及び空調機リース料の入札結果による単価減によるものでございます。

次に、投資事業は、富士見丘小・中学校及び中瀬中学校の新校舎建設工事、済美養護学校中学部移転が完了したことなどにより、前年度比40.3%となっております。

このページの一番下には、8款職員費のうち、教育に関するものを掲載してございます。会計年度任用職員が前年度比119.1%になっておりますが、主な要素は、エデュケーション・アシスタントの増員や、区費時間講師の試行的な追加配置、通常学級支援員及び特別支援学級（学校）介助員の増員のほか、スクールカウンセラーの拡充などがございます。

9ページから12ページは、臨時事業及び投資事業についての内訳の詳細となっております。

また、13、14ページは、教育費の事業別一覧でございます。主な事業内容は、後ほど参考資料を用いてご説明いたします。

15ページをご覧ください。こちらは新たに設定する債務負担行為です。表に記載の期間において、記載の限度額を設定するものでござい

す。基本、令和9年度、天沼中のみ令和13年度となっております。

また、16ページは、これまでの設定済みの債務負担行為についての、この間の支出額等についてでございます。

17ページは、地方債についてでございます。神明中の改築につきまして、記載の額を限度として地方債の発行を行うものでございます。

次に、18ページでございますが、施設整備工事費等への国庫支出金、都支出金の特定財源の充当状況一覧でございます。

19ページは、次世代育成基金からの充当状況でございます。名寄、小笠原自然体験、海外派遣事業に充当してございます。

20ページをお開きいただければと思います。20ページにつきましては、基金の状況一覧でございます。

ここからは、令和8年度主な事業につきまして、参考資料によりご説明いたしますので、右上に「令和8年度予算参考資料」と記載がある資料をご覧ください。

まず1ページ目につきましては、令和8年度に取り組む主な内容につきまして総括的に記載したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

2ページ以降は、主要な事業ごとの取組内容を記載しておりますが、この中で新規や拡充部分について取り出して、ご説明させていただきます。

まず、2ページでございますが、1点目の「全校研究校の取組実施及びアンケートツールを活用した児童・生徒の状況把握」について説明いたします。

教育課題研究については、これまで特定の学校を研究校に指定し、特定の教育課題の研究に取り組んできましたが、令和8年度はこうした取組のほかに、試行的な取組として、引き続き、教育課題研究に取り組む学校を除く全区立学校を新たに研究校に指定し、各校が抱える様々な教育課題に応じた研究を進めます。

また、タブレット端末によるアンケートツールの活用を拡大し、学級集団の状態把握、不登校やいじめ被害などの早期発見に取り組めます。

2点目の「帰国・外国人児童生徒への支援」については、これまでの日本語指導や「子ども日本語教室」の取組のほかに、新たにDLA「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメ

ント」を導入いたします。

次に、3ページをご覧ください。情報教育の推進でございますが、拡充の取組として「各教室への液晶型電子黒板の整備」がございます。電子黒板を特別教室にも設置することにより、教職員の負担が大幅に削減されるほか、効果的な指導が可能となります。

また、「学校ホームページ作成ツール」を新規で導入します。全区立学校のホームページに同一のCMS、コンテンツ・マネジメント・システムという、ウェブサイトのデザインなどを一元的に保存・管理するシステムを導入することで、ホームページの視認性の向上や教職員の負担軽減を目指します。

4ページをお開きいただければと思います。就学前教育でございます。「就学前教育の調査・研究の推進と質の向上」の拡充として、令和7年度から子供園2園で取り組んでいる「とうきょうすくわくプログラム」という東京都が支援するプログラムを全園に拡大いたしまして、幼児の興味・関心に応じた主体的・協働的な探究活動の実践を図ります。

5ページをご覧ください。教職員人事事務では、まず1点目「エデュケーション・アシスタントの増員」。これは、現在、全区立小学校に1名ずつ配置しているところを、18学級以上の大規模校は2名配置に拡充いたします。

2点目「区費時間講師の臨時的増員」でございますが、先ほどの「エデュケーション・アシスタント」が主に小学校低学年へ配置されていること、小学校高学年へは教科担任制実施のための教員配置が行われていることから、これに比べ、小学校中学年には人的配置が少ない現状がございます。そこで試行的に区費の時間講師を追加配置し、区費時間講師が中学年の授業を担うことで、教員の負担軽減や教育の質の向上を図ります。

次に、6ページをご覧ください。1点目の「学校支援本部の放課後等活動の実施」では、令和7年度に富士見丘中学校をモデル校として取り組んだ学校支援本部による放課後等のスポーツ・文化芸術活動につきまして、実施校の拡充を図ります。

また、小学校の朝の居場所事業については、令和7年度から行っている学校支援本部の協力による試行実施を継続するとともに、新たに1校を加えて実施していきます。

2点目の「部活動指導員の配置拡充」は、部活動指導員の配置数を、16名から20名に拡充し、部活動支援の充実を図ります。

7ページをご覧ください。学校給食の推進でございますが、まず「地産地消の取組」として、これまで取り組んできた学校給食における「地元野菜デー」の実施に加え、より多くの杉並産農産物の利用を行うため、農業協同組合（JA）や農業者、産業振興センター等と連携し、発注から納品までの新たな仕組みによる取組を開始します。

また、「交流自治体との連携」ということで、新潟県小千谷市で生産された減農薬の米を全校の給食で提供する「（仮称）小千谷産米の日」を新規に実施いたします。

8ページをご覧ください。小学校・中学校の健康管理ですが、定期健康診断の「脊柱側弯症検診」への検査機器を新たに導入します。これまでは視触診により行われていた検診に検査機器を導入し、検査の精度を高めます。

2点目が「『選定療養費』への補助制度の創設」ですが、こちらは、区立学校等の管理下において、けが等により救急搬送した際、保護者が病院に支払う「選定療養費」に対し、23区で初めてとなる保護者への補助制度を創設いたします。

9ページをご覧ください。特別支援教育と就学前教育ですが、「特別支援教育の充実に係る人材の配置」を拡充して行います。特別支援学級介助員及び通常学級支援員については、各学校から、さらなる配置を求める声が多く寄せられており、教育支援チーム等の派遣を通じて必要性を精査した上で、適切に配置強化を行います。

次に、10ページをご覧ください。教育相談等運営事業等ですが、まず「教育相談体制の充実」を図ります。スクールカウンセラーの拡充や不登校対応巡回教員の増員を行うほか、新たにスクールソーシャルワーカーの統括者を教育委員会事務局に配置し、福祉機関等との連携及び支援体制の強化を図ります。

続いて、11ページをご覧ください。新規の取組として、「学びの多様化学校の整備」を進めてまいります。令和10年4月の設置に向けて、令和8年度は、予定地の旧高円寺図書館の改修設計を行います。また、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程について、外部有識者の知見も生かしながら検討を進めていきます。

12 ページをご覧ください。いじめ対策等でございますが、学校問題対応専任弁護士を新たに配置いたします。今年度、新たに学校問題対応支援係（CEDAR）を設置し、学校における諸問題への対応を担ってまいりましたが、法的課題への対応強化が必要であることから、新たに学校問題対応専任弁護士を配置することといたしました。また、「いじめ対策の充実」として、今年度より実施している学校へ弁護士を派遣した授業や、教員向けの研修のほかに、新たにタブレット端末で利用できるアプリケーションを使って、いじめの問題を積極的、機動的に意識してもらうことができるコンテンツの作成などを行ってまいります。

続いて、学校施設の改築や整備に関し、13 ページから 15 ページで掲載をしてございます。この中で、14 ページをお開きいただければと思います。14 ページ中ほどでございますが、新規といたしまして、「桃井第一小学校の改築」に着手し、令和 8 年度は基本設計に入ります。

15 ページをご覧ください。暑さ対策として、空き教室を利用した少人数教室など空調機が未設置の教室に設置工事を実施するほか、引き続き、最上階、普通教室の天井断熱改修工事を進めます。

更に、令和 8 年度からは老朽化した普通教室空調機の更新に向け、設計委託を行うほか、屋内運動場の暑さ対策のための屋根の断熱改修工事を行います。

続いて、新規といたしまして、1 点目の「耐用年数調査」ですが、多くの学校が改築時期を迎える中、建設費の高騰や工期の長期化などにより改築が難しいケースが出てきてございます。こうした新たな課題に対応するため、小学校 5 校を対象に、建物躯体の残存耐用年数を工学的な見地から評価する耐用年数調査を試行的に実施します。

2 点目、「学校による区民プール利用のモデル実施」についてですが、学校プールの今後の在り方検討の一環として、三谷小学校の児童 2 学年が、近隣の杉並区上井草温水プールを利用し、併せて水泳指導を委託するモデル事業を実施いたします。

令和 8 年度の教育委員会事務局の主な事業内容については、以上でございます。

以上で、一般会計についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

では、大川委員、お願いします。

**大川委員** いろいろ大変な内容をご説明ありがとうございました。幾つかあるので時間との関係でどうしようかと思っているので、まず一番大きなところから見ると、区の全体の歳出予算が前年比 103%になっている中で、教育費は前年度比で 78.5 とか減らされているという理解でよろしいですか。

**学校整備課長** 先ほど説明の中でもありましたけれども、投資的経費の中で、今年度については、中瀬中、富士見丘中ですとか、済美養護学校の中学部の竣工の年度でしたので、かなり歳出が多かった。それが来年は竣工する学校がございませんので、その分が相当程度減っていると、その辺が影響しているところが大きいのかなと思っております。

**大川委員** 急にがくんと減らされて、厳しい風が吹いているのかと思って質問したところでした。

その教育費の内訳を見ていくと、まず、いじめ問題対策委員会の運営が拡充しながら若干減っているところになりましたが、そこは差し支えない内容なのかということと、あと、新しい事業として、新設の学校問題対応専任弁護士が配置されるということなのですけれども、これは今回のこの予算以外のところで、どこかもうちょっと具体的な内容が追って説明があるのかということ。

それから、もう 1 点ぐらいなのでお話してしまうと、選定療養費についての補助制度というのが新しく出たと。これは見てみると、保護者としても、学校の現場としても、とても助かることだし、都で初めてみたいな取組だから、もっと広報とかする予定があるのかしらと。以上のところですね。

いじめ問題のところの対応はこの予算で問題ないのかということ、あと、学校問題対応専任弁護士について、どこかのタイミングでご説明いただけるのか、それから選定療養費への補助制度について、もっと広報してもいいのではないかと思った意見です。よろしくお願いします。

**事務局次長** 先ほどの 1 点目の質問で、資料の 8 ページ目をご覧くださいなのですが、この中で、下から 2 番目の表が、令和 8 年度一般会計当初予算、歳出教育費の経費別前年度比較ということで、先ほど

学校整備課長の方からは投資的経費の話が出ましたけれども、既定事業だけ取ってみると、対前年比で 10 億増という形になっていますので、教育予算としては充実していると考えているところでございます。

残りの質問につきましては、それぞれ担当の方から説明させていただきます。

**庶務課長** まず一つ目のいじめ問題対策委員会等の運営に関する事項でございしますが、これは予算を精査しながら、必要のないところを削ったり、それから必要なところについてはしっかりつけたりという結果でございまして、前年比 82.3% という数字になってございます。

**教育人事・指導課統括指導主事** 学校問題対応専任弁護士についてなのですが、現在、人選を行っているところでございます。

庶務課で法律相談事業は持っているのですが、それとは異なって、毎日、CEDAR の方に様々な問題が来るのですが、その中で法的な見地を求められることが最近多いというところがありますので、職務内容等がはっきりしましたら、また改めてご紹介できればなと思っております。よろしく願いいたします。

**教育長** 経費のことを説明したことほうがいいです。

**教育人事・指導課統括指導主事** 分かりました。当初、学校問題対応支援係が発足する際には、警察 0B を入れるということで予算を確保していたところでございます。

今年度、令和 7 年度発足する際には、適切な方がいらっしゃらなくて空席になっていたところなのですが、4 月以降対応する中で、文書作成等を求められることもありますし、どこまでの対応を学校がすればいいというところと、法的な見地を求められることが多くて、警察 0B の方でなくて、来年度から学校対応専任弁護士という形で法律の専門家に入っていただくということで進めているところでございます。

以上でございます。

**学務課長** 次、選定療養費について、学務課長です。区内では 2 病院が取っているところなのですが、1 回 7,700 円を保護者が払う。今、医療費も無償になっているところで、救急車で運ばれて 7,700 円、結構大きい額がといたところで、補助を考えたところでございます。学校の方も安心して救急車をすぐ呼べると、学校の安全性も高まると思っております。

こちらについては、既に校長会でお話ししたのですが、まず議会で予算が議決されないと最終決定にならないので、議決されたら、いろいろtetoruで保護者に流したりとか、教育のホームページに載せたりとか、しっかりと広報していきたいと考えてございます。

**大川委員** ありがとうございます。最後のところなんかも、確かうちの子どもが小学校に行っていた時に、子ども同士で廊下でばたんとぶつかって頭を打ったということだと、救急車を呼ばなければならないというルールなのですよね。そこで、仕事から取りあえず駆けつけて、「えらいことなのかな」と思ったら、けろっと元気なところで。そうすると、「そんなに大事にしないでよ」という思いも出てくると思うのですけれども、それをきちんとご説明いただけるような、いいきっかけになると思いますので、周知広報をお願いいたします。

**教育長** その運用について担当の方で補足を。結局、では今度、杉並区は救急車呼んでもお金を公費で払ってくれるから、何でもかんでも救急車呼べばいいとなってしまうと、それは、また救急業務の方に支障が出てしまうので、その辺の整理を担当の方でしてくれたので。

**教育人事・指導課統括指導主事** 今、来年度に向けてというところで、危機管理マニュアルの改定も行っているところなのですが、その中で、今までは、首から上を原則救急車にしてください、緊急搬送してくださいという中で、首から上というと、歯とか目とか鼻であるとか、そういったところは全部首から上に当たるのですよね。

歯なんかだと、どちらかというところ、保護者の方に連絡をして、保護者の方がかかりつけ医に医療受診するというところもかなり多いです。学校が運用しやすいようにというところで、首から上のけがは原則医療機関を受診とまず指定しまして、その上で、頭部打撲については必ず救急搬送と。こちらもご意見を頂きまして、例えば、先ほど言ったように、「軽くぶつかったようなものも全て救急搬送するのですか」みたいなところも頂いていますので、追記という形で、頭部打撲を迷うようなもの、血が出ていれば必ず行くと思うのですけれども、たんこぶができていて、吐き気もないけれども、どうしようみたいなことがあると思うのですが、そういった際には、「#7119」に相談していただいて判断をするようにと伝えていきます。

意図としては、学校の判断で帰ってしまった後に、実は重大なけがだ

ったということが、今年度、区内でも幾つかありまして、その際、学校のかしとされることが多いので、それであれば、少なくとも「#7119」に相談をすることで、危機管理という面で担保していこうと考えております。

以上でございます。

**伊井委員** 大きく2点お伺いしたいのですけれども、1点目は、お伺いというよりも、ホームページについての取組は大変前向きで分かりやすいなと思って。学校によってすごく充実しているところと、ちょっと遅めの更新となっているところがありますので、そのあたりが整備されるのは、様々な方がホームページをご覧になると思うので、ある程度、統一感があって見やすいページになると、校長先生のあいさつから含めて、学校だより、行事関係とかも、保護者の方々にも分かりやすいようにしていただくだけではなく、様々な方がご覧になるので、その辺の整備は大変ありがたいなと思っております。期待しております。

もう一つあります。就学前教育の幼稚園2園でやっている「とうきょうすくわくプログラム」を拡充するということですが、幼稚園の研究発表は、本当に毎回毎回しっかり見るというところから、子どもの思いに大変寄り添った形で進められているので、そこに、また、このように拡充されて、更に幼稚園のお子さん方だけではなくて、もちろん教育もそうなのですけれども、できるだけ幼稚園がこうやっているという取組を周知していただけるように、ご理解いただけるような、何か宣伝とまではいきませんが、本当にすごく先生方も頑張っていらっしゃるし、子どもたちもいい状況で育っていらっしゃると思うので、小学校につながるっていただきたいという面と、こうやって取り組んでいるということを、やはり多くの方々に分かっていただけるような形になるといいなと思っております。

それと、あと教育職員人事事務のところですが、区費時間講師というところで、またエデュケーション・アシスタントですね。学校に様々行って、学級にいろいろなお子さんがいらっしゃるようになっているので、やはり人がたくさん必要だということはよく聞くお声であります。エデュケーション・アシスタントの増員も含め、また、杉並区は区費教員がいてくださるので、そこは大変心強いというお声をたくさん管理職の方々から伺っています。この区費の時間講師の追加配置あたりの

見直しについてお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

**学校 ICT 担当課長** 学校ホームページに関しまして、おっしゃっていたいただいたとおり、今、各学校それぞれで運用をお願いしているところなのですが、更新がされなかったり、あまりされなかったりというところなどは、やはり操作性の煩雑さであったりとか、昨年度だと、サーバー移行のトラブル等々もありまして、いろいろな課題があるなと感じていたのが現状でございました。

それを区内統一にしていくことで、操作がしやすいものをとるところを選択しつつ、広報をしていく、学校の広報をとるところで進めていきたいと思っております。

併せて、どう運用していったらいいのかといったところで、この情報は必須で載せておいたほうがいいであるとか、この情報は載せておいたほうがいいのではないかという推奨というか任意であるとか、そういったところの情報別に分けて、指針の方を今、先駆けてつくっておるところでございまして、また状況に応じて対応を進めていきたいと思っております。

**伊井委員** すみません。いいでしょうか。本当に今おっしゃっていたいた形で、いい形で進んでいくといいと思うのですが、その学校によって、どなたが関わっているかというあたりは異なると思いますし、独自性という意味で、そこを学校としてはアピールしたいところであったりとか、そのあたりも逆にすごく助かるところもあると思うのですよね。

どなたがやるのかとか、それから学校の独自性だったり、特色だったりするあたりも、学校とご相談いただきながら進めていただけないかなと思います。時間はそれなりにかかると思いますので、ご苦労をおかけすると思いますが、よろしくお願ひいたします。

**就学前教育支援センター所長** すみません。子供園の就学前の取組についてご質問いただきまして、ありがとうございます。

今年度、「とうきょうすくわくプログラム」ということで、成田西子供園と西荻北子供園の方で、各園の選んだテーマにのっとり、主体的・協働的な探究活動を東京都の補助金を使いまして実施をしているところです。

来年度から6園全てで実施するというところで、そういった成果も発信を積極的にさせていただいて、区内全ての就学前教育施設の方にも参

考になるような形で、今年の下高井戸子供園の研究発表ですとか、子供園で様々な取組をしておりますので、そういったものを効果的に引き続き発信をしてまいりたいと考えております。

**伊井委員** よろしく願いいたします。

**教育人事・指導課長** 区費講師については、おおよそのところですが、小学校3校を試行的に中学年でスタートする予定です。3校の選定については、学級の規模ですとか、あと人数ですね。今度配置される教員の人数等を鑑みながら選定をしていきたいと考えているところです。

**伊井委員** ありがとうございます。本当に人が足りないというのは、どこの世界にもあることなのですけれども、このような柔軟な感じで学校を支援していただけるといいなと思います。よろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

では、對馬委員、お願いします。

**對馬委員** 時間が大分たっているので、短く意見を。一つは、小学校のPTAの方からご要望というか希望で、「スクールカウンセラーの予約が取れないんです。増やしてください。」と言われましたので、一応それはお伝えしたいかなと思います。

もう一つ、学びの多様化学校、これは非常に期待するところだと思っておりますけれども、昨日、聞いた話で、近隣の世田谷区さん、新しい学びの多様化学校ができる。中学校で1学年20人の3学年の規模でやったら、2倍の希望者がいたそうです。人口規模も杉並よりは1.5倍ぐらい大きいところではあります。ですので、そういうところでもかなり期待がすごく大きいのだなと感じました。

是非、これから改修設計ということもここに書いてあるので、そういうことも含め、要するに2倍の希望者がいて、抽選をして、だから半分ぐらい落ちて行けないという状況に今なりそうな感じだとホームページにも出ていましたけれども、それを伺ったので、行けないという子になるべく出ないような状況をつくれたらいいなと思っています。期待しています。よろしくお願いします。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。

先ほどの前田委員、SSWのお話も。

**前田委員** ありがとうございます。読ませていただきました。SSWがより軸となって、いろいろなところと連携していくということで認識いたし

ました。

今、本当に人手不足で、スクールソーシャルワーカーを採用したいけれども、なかなか難しいということをお聞きしておりますので、処遇も含めて見ていただいて、より長期的な視野で杉並の学校に関わっていただける方に来ていただけるとありがたいなと思っております。引き続き、よろしく申し上げます。

**庶務課長** スクールソーシャルワーカーの処遇につきましては、人材を確保するという観点から、今回、8年4月から処遇を改善して、ほかの区と比べても遜色ないというところがまず一つ大きなポイントとしてございます。ただ、先行して、突出して良い処遇の区もあるのですけれども、そこには及ばないのですけれども、かなりの率で上げている状況でございます。

**前田委員** ありがとうございます。私も今、会社におりますけれども、やはり人が集まらない。なので、給料を上げるというのがやはりちょっと大きな流れになっていまして、そういう感じなのだろうなと思っております。なかなか本当に厳しいのですが、少しでも上げていただいたということで期待したいなと思っております。また、引き続き、教えていただけるとありがたいです。

**庶務課長** ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、採決をお願いいたします。

**教育長** では、議案の採決を行います。

議案第7号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)

**教育長** 異議がございませんので、議案第7号について、原案のとおり可決といたします。

以上で、本日より予定されておりました日程は全て終了いたしました。  
本日の教育委員会を閉会いたします。